ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

平成 28 年 10 月 18 日
【照会先】
労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長　奥村　伸人
化学物質評価室長　穴井　達也
室長補佐　平川　秀樹（内線 5511）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3502）6756
労働衛生課長　武田　康久
産業保健支援室長　塚本　勝利
職業性疾病分析官　大淵　和代（内線 5181）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3502）6755

報道関係者　各位

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申

～オルト―トルイジンを特定化学物質として規制します～

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長　樋口 美雄　慶應義塾大学商学部教授）に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」と「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これらの諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長　土橋 律　東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに政省令の改正作業を進めます（平成 28 年 11 月公布、平成 29 年１月１日施行予定）。

【政省令案のポイント】（詳細は別添３）

１．オルト―トルイジンを特定化学物質に追加

オルト―トルイジンを、化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加します。

これにより、オルト―トルイジンを含む製剤の製造や、これらを取り扱う業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを 30 年間保存することが必要となります。

２．経皮吸収対策の強化

経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、シャワーなどの洗浄設備と不浸透性の保護衣などの使用を新たに義務付けます。

【別添１】諮問文
【別添２】答申文
【別添３】政省令案の概要

厚生労働省発基安1018第1号
平成 28 年 10 月 18 日

労働政策審議会
会長　樋口　美雄　殿

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙１

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、オルトートルイジン等を追加すること。

第三　施行期日等

一　施行期日

この政令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

別紙２

特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一　特定化学物質障害予防規則の一部改正

一　特定第二類物質の追加

オルトートルイジン及びオルトートルイジンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）を特定第二類物質に追加し、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の規定を適用すること。

二　オルトートルイジン等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの空気中の濃度の測定等を行うものとすること。

三　健康診断の実施等

１　事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者に対し、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、オルトートルイジンによる頭重、血尿等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿中のオルトー

トルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査等について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとすること。

2　事業者は、オルト―トルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、オルト―トルイジンによる血尿等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿沈渣検鏡の検査等について、六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとすること。

3　事業者は、1又は2の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査及び医師が必要と認める場合は膀胱鏡検査等について、医師による健康診断を行うものとすること。

四　作業環境測定の記録等の保存期間等

事業者は、オルト―トルイジン等に係る作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、作業及び健康診断の結果に係る記録については、三十年間保存するものとするとともに、事業を廃止する際にはこれらのうち一定の記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとすること。

五　洗浄の義務

事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去するものとし、労働者は、身体の洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄するものとすること。

六　保護具の使用義務

1　労働者は、事業者から一・三―プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のための保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

2　事業者はジクロルベンジジン及びその塩等を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させるものとし、労働者は、事業者からこれらの保護具の使用を命じられたときは、使用しなければならない。

第二　労働安全衛生規則の一部改正

事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えるものとすること。

第三　その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第四　施行期日等

一　施行期日

この省令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二　経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

労 審 発 第 877 号
平成 28 年 10 月 18 日

厚生労働大臣
　塩崎　恭久　殿

労働政策審議会
会長　樋口　美雄

平成 28 年 10 月 18 日付け厚生労働省発基安 1018 第 1 号をもって諮問のあった「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 28 年 10 月 18 日

労働政策審議会
会長　樋口　美雄　殿

安全衛生分科会
分科会長　土橋　律

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成28年10月18日付け厚生労働省発基安1018第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

オルトートルイジンに関する規制強化等

① オルトートルイジンを特定化学物質（第2類物質）に追加し、作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付ける。
② 経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、洗浄設備及び保護衣等について見直しを行う。

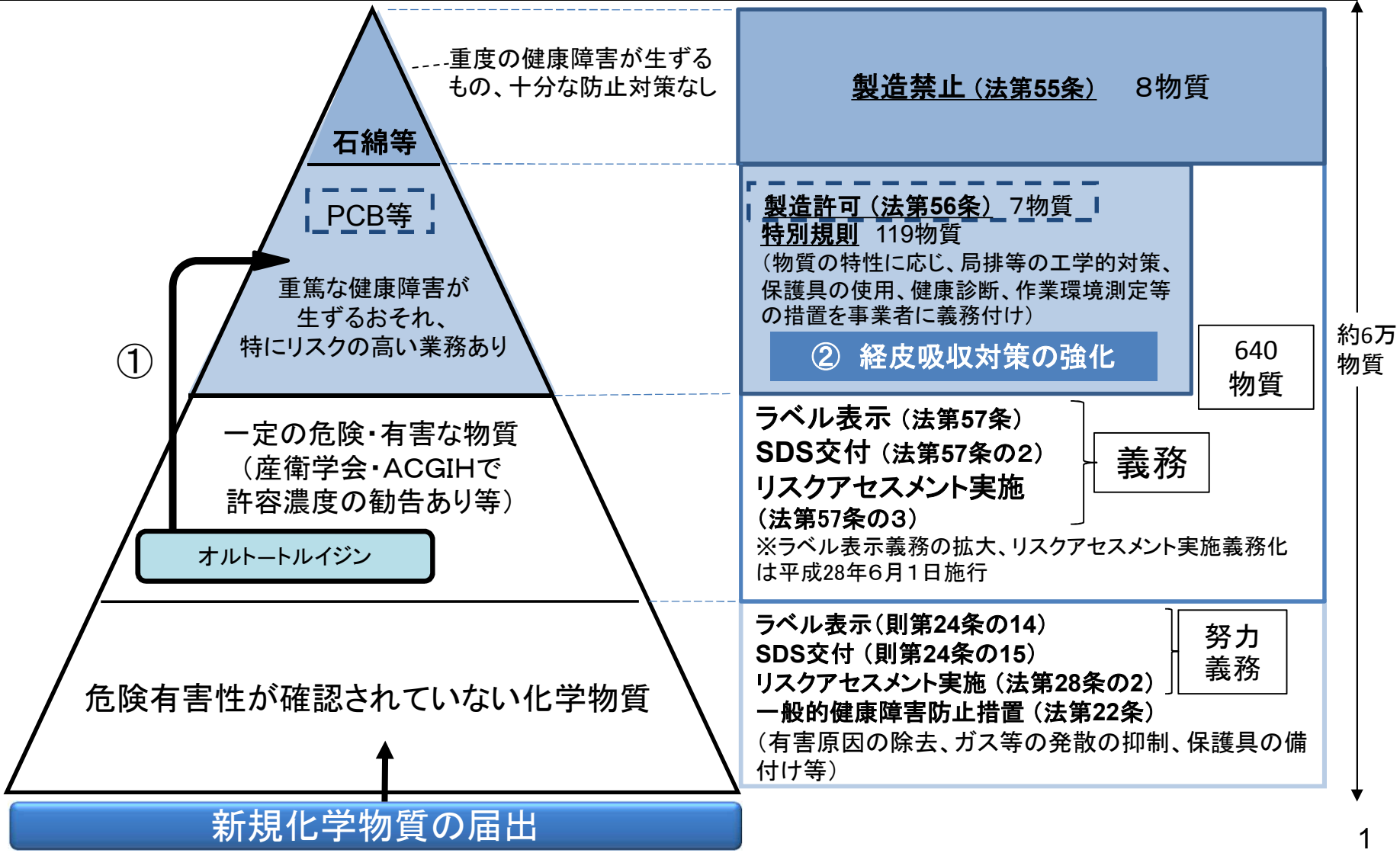

オルトートルイジンに係る有識者検討会における検討結果（概要）

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査などを踏まえ、職業がんの予防の観点から、**作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。**

対象物質の性質等

物質名	事業場数、作業数*1	用途の例	性状と有害性
オルトートルイジン	（平成19年度） 19事業場、22作業 （平成28年度） 27事業場	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン	・ 特徴的な臭気のある、無色の液体。空気や光に暴露すると帯赤茶色になる。 ・ 沸点　200 ℃、蒸気圧　:34.5 Pa（25℃） ・ IARC*2による発がん性分類　1（ヒトに対して発がん性がある）

リスク評価報告書

「化学物質のリスク評価検討会報告書」（7月28日発表）

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する労働安全衛生総合研究所による災害調査において、現在の作業及び過去の作業におけるばく露防止対策が不十分であり、労働者がオルトートルイジンにばく露していたと示唆された。

また、全国の労働基準監督署において、オルトートルイジンを製造し、又は取り扱う事業場の状況を調査したところ、相当数の事業場において、多くの労働者がオルトートルイジンを取り扱う作業等に従事している実態が明らかになった。

このため、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いて、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等において具体的措置を検討することが必要である。

必要な措置の検討結果

「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」（8月26日発表）

オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。また、ヒトに対して発がん性があることから、作業の記録の保存（30年間）等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

＊1　（平成19年度）有害物ばく露作業報告のあった数（対象物質の取扱量が500kg以上）、
　　（平成28年度）全国の労働基準監督署における調査結果
＊2　IARC：国際がん研究機関の略称。1以外の分類は、以下のとおり。
　　2A（おそらく発がん性がある）、2B（発がんの可能性がある）、3（発がん性について分類できない）、4（おそらく発がん性はない）

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ① （オルトートルイジン関係）

改正の趣旨

オルトートルイジンの有害性情報、製造・取扱状況、福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査等を踏まえ、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンに係る規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	オルトートルイジン
政令	◆ 特定化学物質（第2類物質）に追加 ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加　等
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質（第2類物質）」のうち、「特定第2類物質」に追加 ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断（配置転換後のものを含む。）の項目として、尿路系腫瘍等を予防・早期発見するための項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け（＝「特別管理物質」に追加）　等

施行期日等

・ 平成29年1月1日施行（予定）　※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ②（経皮吸収対策関係）

改正の趣旨

福井県の化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査等において、オルトートルイジンが労働者の皮膚に接触し、長期間にわたり労働者の皮膚から吸収されていたことが示唆されたことを踏まえ、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質による職業がん発生を防止するため、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の措置を特定化学物質障害予防規則に追加。主要な措置は下記のとおり。

特化則	◆ **洗浄設備** 第１類物質又は第２類物質を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときに備え付けられている洗浄設備に関し、以下の措置を設定。 ➢ 事業者は、労働者が第１類物質又は第２類物質に汚染されたときは、身体を速やかに洗浄させ、汚染を除去すること ➢ 労働者は、事業者から洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄すること ◆ **保護衣等** 特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、又は取り扱う作業若しくはこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不浸透性の保護衣等の備え付けることに加え、経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質（次頁参照）については、以下の措置を規定 ➢ 事業者は、当該物質を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに、労働者を従事させるときには、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること ➢ 労働者は、事業者から使用を明示されたときは、これらの保護具を使用すること（１，３－プロパンスルトンについても同様に規定）

施行期日等

・ 平成29年1月1日施行（予定）

経皮吸収による障害のおそれがある場合に、保護衣等の使用が義務となる特定化学物質

第１類物質及び第２類物質のうち、日本産業衛生学会において、皮膚と接触することにより経皮的に吸収される量が全身への健康影響または吸収量からみて無視できない程度に達することがあると考えられると勧告がなされている物質、又はACGIH（米国労働衛生専門家会議）において、皮膚吸収があると勧告がなされている物質

第１類物質

ジクロルベンジジン及びその塩　塩素化ビフェニル（別名PCB）
オルトートリジン及びその塩　ベリリウム及びその化合物　ベンゾトリクロリド

第２類物質

アクリルアミド　アクリロニトリル
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
エチレンイミン　オルトートルイジン　オルトーフタロジニトリル　クロロホルム
シアン化カリウム　シアン化水素　シアン化ナトリウム　四塩化炭素
１，４ージオキサン　３，３′ージクロロー４，４′ージアミノジフェニルメタン（MOCA）
ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）　ジメチルー２，２ージクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）
１，１ージメチルヒドラジン　臭化メチル　水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
スチレン　１，１，２，２ーテトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）　ナフタレン　ニトログリコール
パラーニトロクロロベンゼン　弗化水素　ベンゼン　ペンタクロロフェノール（別名PCP）
マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）のうち、シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は２ーメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。
沃化メチル　硫酸ジメチル